

【第1編】 ごみ処理基本計画

第1章 計画策定の趣旨

1. ごみ処理基本計画策定の目的

出雲市（以下、「本市」という。）は、「神話の國 出雲」として全国に知られるとともに、出雲大社、荒神谷遺跡、西谷墳墓群等の歴史・文化遺産と、日本海、宍道湖、斐伊川等の豊かな自然に恵まれています。また、斐伊川と神戸川に育まれた豊かな出雲平野が広がる農業生産力の高い地域であり、日本海沿いには多くの漁港を有しています。工業は山陰有数の拠点であり、商業集積も進み、各産業が調和した地域です。同時に出雲縁結び空港、河下港、山陰自動車道を有し、環日本海交流の機能も担える交通拠点でもあります。

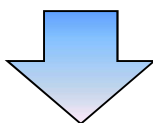
本市は、これまで、平成19年3月に作成したごみ処理基本計画（以下、「前計画」という。）をもとに、ごみ処理施策を実施してきましたが、計画策定から5年が経過しており、関連する国の動向や平成23年10月1日の斐川町との合併により人口約17万4千人の都市となるなど、本市を取りまく状況に変化がありました。これらを踏まえ、ごみの減量・再資源化及び適正な処理を推進するために前計画を改定し、第2次ごみ処理基本計画として策定をするものです。

計画の改定理由

- ・前計画の策定から5年が経過し、中間見直しを行う時期を迎えている。
- ・関連する国の動向への対応
- ・斐川地域を含めた適正なごみ処理計画の検討

各種計画、法整備を反映

- ・ごみ処理の現状に対して、各種計画や法整備の状況等を反映



計画策定の目的

ごみの減量・再資源化、適正な処理の推進

2. 国の動向

わが国では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会を構築するため、「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年）」を制定しています。また、同法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「循環型社会形成推進基本計画（第二次計画、平成 20 年 3 月閣議決定。）」を定めています。

循環型社会基本法に基づく施策の進捗状況についての廃棄物に関する指摘

「第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 4 回点検結果（平成 24 年 3 月）」

消費者のごみ再利用の理解

?循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の 3 R*¹ 行動の改善を促すこと。

2 R への取組の構築

?リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））の取組がより進む社会システムの構築を目指し、そのための取組を進めること。

貴重な資源を回収する新たなリサイクル・システム

?貴重な資源を含む小型家電等の使用済製品から、ベースメタル、貴金属、レアメタル等の有用金属の回収を推進するための新たなリサイクル・システムの構築を目指すこと。

大規模災害における廃棄物処理体制の構築

?大規模災害時でも円滑に廃棄物の処理を行うことができるよう、平素から、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築、災害廃棄物を保管するための仮置場の確保、災害に耐える浄化槽の設置推進等を行うこと。



近年のごみ処理について

循環型社会を構築するため、効率的なごみの減量化・資源化・有効利用を推進するための体制づくりが求められています。

* 1 3 R（スリーアール）とは、循環型社会に向けた廃棄物削減の優先順位を表した言葉で、ごみの発生量を抑制する Reduce（リデュース）、使用済みの製品や部品をそのまま使用する Reuse（リユース）、原材料や部品を資源として活用する Recycle（リサイクル）の頭文字に由来し、この優先順位で廃棄物の削減に努めるべきとされています。

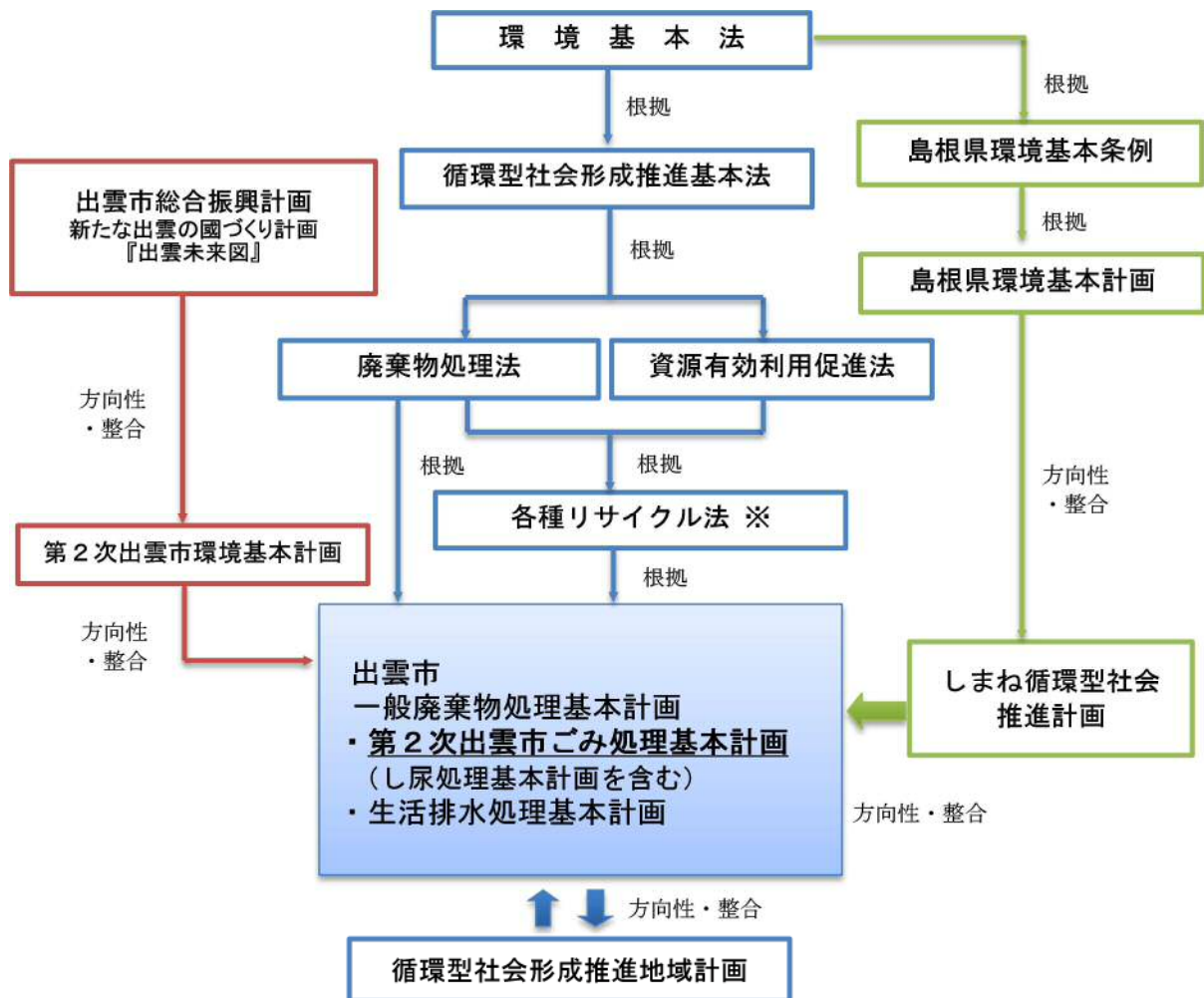
3. 計画の期間

本計画は、平成 25 年度を初年度とし、平成 34 年度を目標年度とする 10 ヶ年計画としました。また、概ね 5 年で中間見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うものとします。

計画の期間：平成 25 年度～平成 34 年度(10 年間)

4. 第 2 次ごみ処理基本計画の位置づけ

ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づいて、廃棄物に関して市町村が策定するマスタープランとして、以下に示すような法体系の中に位置づけられています。



※ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、グリーン購入法

図 1 ごみ処理基本計画の位置づけ